

令和3年度上期 関東森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 日時

令和3年8月2日（月） 10:00～12:00

2 会場

WEB会議

3 出席者

技術検討会委員（50音順）

岩岡正博委員、葛城奈海委員、立花敏委員、山崎靖代委員

関東森林管理局

森林整備部長、計画保全部長、企画調整課長、計画課長、治山課長、治山課設計指導官、治山課国有林治山係長、森林整備課長、森林整備課課長補佐、資源活用課長、企画調整課監査官、企画調整課監査係

4 議事概要

○期中の評価について

〔只見川丸山地区 国有林直轄治山事業〕

（委員） 事業を7年間延長した根拠は何か。
鋼製枠谷止工に使用されている玉石はどこから購入しているのか。

（関東局） 事業期間が延長となった事由については、平成29年度の集中豪雨と令和元年度の台風の影響により被害が拡大したことや、これに伴い、当初予定していた工種からの変更（植生マット伏工→簡易吹付法枠工）及び追加（溪間工5基・山腹工）が必要となったこと、日本有数の豪雪地帯に位置し、工事施工可能な期間が限られていることなど、複数の要因がある。
このため、事業期間については、本地区における過去の事業実績などを加味し、事業内容の見直しに伴い必要となる総事業費から事業完了となる所要年数を計算した結果、7年間延長することとしたところである。
なお、玉石は、中越森林管理署管内の石材業者から購入している。

（委員） 根固工に用いる現地の巨石とはどの程度の大きさのものなのか。

（関東局） 径が60～70cm程度の現地発生材を利用している。

（委員） ダム管理用道路の下流には住宅等があるのか。

（関東局） 下流には水力発電用の大鳥ダムがあるが、集落等はない。

（委員） 只見川に土砂が流出すれば、下流の大鳥ダムに流出し、被害がでるのではないか。大鳥ダムへの土砂の流出防止については便益となると考えるが、便益を計上しているのか。

（関東局） 事業評価マニュアルに基づき、治山事業を実施する場合としない場合の土砂流出量の差を推計して、山地保全便益の土砂流出防止便益を計上している。

（委員） 鋼製枠谷止工へ現地発生材を利用したことでコスト削減を図っているとのことだが、どの程度のコスト削減ができるのか。

（関東局）本地区において、令和2年度に完成した溪間工（鋼製枠谷止工）については、1基あたり約60万円（税抜）のコスト縮減額となっている。

・個表「評価結果及び実施方針」欄の記載案について

- (委員) 「必要性」の記載で「被害が拡大し」とあるが、具体的な地名を入れた方がよいのではないか。「丸山地区」という名称で代表しているということではないのか。
- (関東局) 当該評価については、只見川丸山地区における治山事業についての評価であり、具体的な地名については、従前の例にならい記載しないが、被害の拡大は当該事業地及びその周辺の林地において生じたことから、その旨が分かるように修正する。
- (委員) 令和元年度東日本台風の豪雨等により被害が拡大したとのことだが、既設の工事箇所が被害を受けたことはなかったのか。
- (関東局) 既設の工事箇所については特に被害は発生していない。

○完了後の評価について
[森林環境整備保全事業（伊豆森林計画区）]

- (委員) 今回の説明で伊豆の事業地の状況が分かる写真以外のものが使用されているが、何か理由があるのか。
- 個表⑤「社会情勢の変化」欄に「伐って、使って、植える」とあるが、植えて終わりではなく、保育も実施する事業なので、「植えて、育てる」としたほうが適切ではないか。
- 個表②「事業効果の発現状況」欄に（H19～H23）とあるが、他の箇所と合わせて（平成19～平成23）とすべきではないか。
- 個表2ページの3行目及び中段に「考える。」「考えている。」との表記があるが、このような表記は過去使われていないのではないか。「考える。」「考えている。」を使わない表記の方がよい。
- (関東局) 当該地域の全ての事業内容について伊豆署の写真が用意できず、事業内容をイメージしていただくため、他の事業地における写真により説明をさせていただいた。他署の写真で代用することになってしまったことについてお詫び申し上げます。
個表の記載についてのご指摘については修文させていただきます。
- (委員) 当該事業地の状況が分かる写真を見せていただかなければ、実際に伊豆森林計画区で事業が実施されたのか確認できない。事後評価なので、伊豆の事業地の写真を出していただいて、こういう事業を実行したということを示していただく必要がある。
- (委員) 個表①「費用便益分析の算定基礎となった要因の変化」欄に「ニホンジカによる食害などの被害を受けた箇所について、被害防護対策を講じて改植を実施した」とあるのは、今回、写真により説明のあった獣害対策と考えてよいか。また、対策後の効果はどうか。
- (関東局) 伊豆署の事業の状況が分かる写真については、後日委員の皆様にお示ししたい。また、獣害対策としては、防護柵の設置を行っており、今回説明した写真と同様の柵を設置している。
写真では、防護柵内においては植栽木が生長しており、防護柵の外では草が食べられた状況が見られるので効果があると考えている。
- (委員) 国有林で職員による有害鳥獣捕獲を実施していると承知しているが、捕獲について記載がないのは理由があるのか。
- (関東局) 職員による有害鳥獣捕獲のほか、委託事業による有害鳥獣捕獲も実施しているが、森林整備保全事業として実施しているものではないので記載していない。
- (委員) 総事業費と総費用の違いは何か。

(関東局) 総事業費は2012年から2016年までの事業実施期間における事業費の集計である。一方、総費用は2017年から2056年度までの事業実施期間以降も継続的に実施する保育事業及び路網の維持費を見込んだ費用の集計である。

(委員) 林道事業について「新設」となっているところは、作業道を林業専用道の規格で改修したものという理解でよいか。

(関東局) 写真の作業道は事前に工事箇所の上木を販売した際に立木買受業者が作った作業道である。林業専用道の計画段階では無かった作業道であるが、結果的に当該作業道を利用して林業専用道を開設した。
なお、事前に立木を販売できない場合は林道工事を受注した業者が伐採・搬出を行う。

(委員) 林道を開設した箇所もあるか。

(関東局) 近年は林業専用道のみである。

(委員) 林道も必要と考えている。伊豆は交通の便が悪いと承知しており、個表「事業の概要・目的」欄に記載されている「県内外の大型製材工場やバイオマス発電施設等」へ木材を輸送するには高規格の林道が必要になるのではないかと考えるが、「県内外の大型製材工場やバイオマス発電施設等」とは具体的にどこにあるのか。

(関東局) バイオマス発電所にチップを運ぶ場合は、トラック運送の経費の制約により50km圏内のバイオマス発電所が対象となる。県内外の大型製材工場としては、大手の住宅メーカーが対象となる。

(委員) 具体的に伊豆半島周辺のバイオマス発電所はどこになるのか。

(関東局) 直近のバイオマス発電所は横須賀バイオマス発電所（神奈川県横須賀市）である。

(委員) 路網がどういう形で整備されたか資料ではわからないが、今後、事業を進めていくのにあたって、林道が新設されることもあるのか。

(関東局) 林野庁としても林道規程を改定し今後は、セミトレーラーが通行できる林道についても開設する方向である。関東森林管理局でも、セミトレーラーが通行できる林道の調査設計を今年度から開始するので、伊豆森林計画区でも将来的に、林道の開設を計画していくことになると考えている。

(委員) 新しい林道規程に則ってトレーラーが通行できる林道が開設されるということで安心した。流通の部分がコストダウンを図るのに一番重要であるので路網の整備を継続していただきたい。

・個表の「評価結果」欄の記載案について

(委員) 個表に記載する評価結果の「必要性」は完了後の評価なので過去形で記載すべきではないか。

(関東局) 書きぶりについては、過去の同事業の記載と整合をとっているものである。個表の体裁については、定型的なものである。

(委員) 効率性の部分で、「丈夫で簡易な構造とすることで」とあるのは、林業専用道を採用したことの説明か。

(関東局) 林業専用道の規格自体が林道と比べると簡易な構造になっている。なるべく、地形に合わせた線形とすること、大きな構造物を使用しないことにより低コスト化を図っている。

(委員) そういう説明をすると今後林道を作れなくなる。必要などころには林道を開設する必要がある。ここでは、林道の必要性がなく、林業専用道が適当であるという説明が必要である。どこでも林業専用道でよいわけではなく、本事業では林道の必要性がなく、林業専用道で十分なので林業専用道を設置し

たものであること。林道と林業専用道の比較検討を行うことにより、結果としてコストの削減が図られたという記載が今後事業を進めていくうえで適切ではないか。

(関東局) ご意見を踏まえ個表②「事業効果の発現状況」欄を「地形や木材資源等の条件を検討し林道開設に適さない箇所については丈夫で簡易な構造の林業専用道を新設又は改良・・・」と追記・修文することとしたい。

(委員) 有効性のところで、「整備した路網を活用した木材の安定供給により地域林業の振興に貢献しており」とあるが具体的にどれくらい木材を供給したかの資料はあるのか。

(関東局) 個表②「事業効果の発現状況」欄に記載したとおり、事業期間内の素材生産量が前期の約3万3千 m^3 から3万6千 m^3 に増加し、1.1倍増加している。

(委員) 地域林業の振興に貢献するためには、生産量が増加した分の木材が地域に供給される必要があるが地域に供給されたといえるのか。

(関東局) 木材の利用の観点からすると、伊豆には大型の製材工場がないので、木材は伊豆以外に搬出されているが、素材生産を行っている事業体は県内の事業体であるので、素材生産においては、地域に貢献している。

(委員) 国有林で仕事をしている事業体には仕事が少し増えたことにはなるが、「地域林業の振興」として民有林の方々に対しての振興策はあるのか。例えば、国有林が開設した林業専用道を民有林の所有者の方々が利用して作業の効率化が図られるというようなことはあるのか。

(関東局) 伊豆森林計画区にも民有林との共同施業団地を設定しているので、民有林の方も国有林が開設した林業専用道を利用でき、地域に貢献している。後日、資料をお示しする。

(委員) そうした事例があると地域林業の振興に貢献していることが分かりやすい。

各評価対象案件に対する意見

○期中の評価

[国有林直轄治山事業(只見川丸山地区)]

費用便益分析結果、地元の意向等を検討した結果、事業の継続実施が妥当と考えられる。

事業の実施に当たっては、経済性を考慮するとともに地元要望を念頭に置き着実な進捗を期待する。

○完了後の評価

[森林環境保全整備事業(伊豆森林計画区)]

密度調整が必要な林分での間伐等の実施により森林の有する公益的機能が持続的に発揮されている。

また、整備した路網を活用した木材の安定供給が図られており、引き続きその効果が発現されると見込まれることから、事業の有効性が認められる。